



環廃産発第 061220001 号
平成 18 年 12 月 20 日

社団法人 日本病院会
会 長 山本 修三 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課長 木村 祐二



電子マニフェストの加入促進について（依頼）

廃棄物行政の推進につきましては、日頃より格段の御配慮を賜り御礼申し上げます。さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 12 条の 5 に規定する電子マニフェストは、排出事業者や産業廃棄物処理業者にとって、情報管理の合理化及び廃棄物に係る情報の偽造防止が図られること、法令遵守の面で優れていること等のメリットがあり、その普及が強く求められております。しかしながら、平成 10 年に導入されて以降、平成 18 年 3 月末の時点で、3.5% 程度の利用状況に止まっている状況にあります。

こうした状況を受け、内閣総理大臣を本部長とする IT 戦略本部で決定された「IT 新改革戦略」（平成 18 年 1 月 19 日）において、平成 22 年度までに電子マニフェストの普及率を 50% にすることが目標とされ、政府全体での取組が求められています。

環境省は、この目標を達成すべく、電子マニフェストの使用を排出事業者、産業廃棄物処理業者及び地方公共団体等関係各方面に強力に働きかけているところです。

下記に示すとおり、電子マニフェストは貴団体傘下会員の皆様の業務効率化、法令遵守に非常に有効なシステムですので、貴団体におかれましても傘下会員に対し、電子マニフェストの加入促進について特段の御協力を御願い致します。

【電子マニフェスト導入のメリット】

- 事務の効率化について
 - ・パソコンや携帯電話から簡単に登録・報告が可能となること。
 - ・マニフェストの保存が不要であること。
 - ・廃棄物の処理状況の確認が容易であること。
 - ・マニフェストデータの加工が容易であること。
 - ・事務効率化による人件費の削減が可能であること。
 - 法令の遵守について
 - ・マニフェストの誤記・記載漏れがなくなること。
 - ・排出事業者が処理委託した廃棄物の処理終了確認期限が自動的に通知され、確認漏れを防止できること。
 - データの透明性について
 - ・マニフェストの偽造がしにくいこと。
 - ・マニフェスト情報を第三者である情報処理センターが管理・保存すること。
 - マニフェスト交付状況の行政報告について
 - ・電子マニフェスト利用分は、情報センターが報告するため排出事業者の報告が不要であること。
- * 排出事業者は、平成 19 年度分（平成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月）から毎年度、マニフェストの交付状況等を当該都道府県・政令市に報告しなければならない（平成 19 年度分の報告期限は平成 20 年 6 月末）ので、業務の効率化、法令遵守の面からも本年度中の加入をお勧めします。

（少田病院協、総合音院）
ご要望あり



環廃産発第 061220001 号
平成 18 年 12 月 20 日

社団法人 日本病院会
会 長 山本 修三 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課長 木村 祐二



電子マニフェストの加入促進について（依頼）

廃棄物行政の推進につきましては、日頃より格段の御配慮を賜り御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 12 条の 5 に規定する電子マニフェストは、排出事業者や産業廃棄物処理業者にとって、情報管理の合理化及び廃棄物に係る情報の偽造防止が図られること、法令遵守の面で優れていること等のメリットがあり、その普及が強く求められております。しかしながら、平成 10 年に導入されて以降、平成 18 年 3 月末の時点で、3.5% 程度の利用状況に止まっている状況にあります。

こうした状況を受け、内閣総理大臣を本部長とする IT 戦略本部で決定された「IT 新改革戦略」（平成 18 年 1 月 19 日）において、平成 22 年度までに電子マニフェストの普及率を 50% にすることが目標とされ、政府全体での取組が求められています。

環境省は、この目標を達成すべく、電子マニフェストの使用を排出事業者、産業廃棄物処理業者及び地方公共団体等関係各方面に強力に働きかけているところです。

下記に示すとおり、電子マニフェストは貴団体傘下会員の皆様の業務効率化、法令遵守に非常に有効なシステムですので、貴団体におかれましても傘下会員に対し、電子マニフェストの加入促進について特段の御協力を御願い致します。

【電子マニフェスト導入のメリット】

○ 事務の効率化について

- ・パソコンや携帯電話から簡単に登録・報告が可能となること。
- ・マニフェストの保存が不要であること。
- ・廃棄物の処理状況の確認が容易であること。
- ・マニフェストデータの加工が容易であること。
- ・事務効率化による人件費の削減が可能であること。

○ 法令の遵守について

- ・マニフェストの誤記・記載漏れがなくなること。
- ・排出事業者が処理委託した廃棄物の処理終了確認期限が自動的に通知され、確認漏れを防止できること。

○ データの透明性について

- ・マニフェストの偽造がしにくいこと。
- ・マニフェスト情報を第三者である情報処理センターが管理・保存すること。

○ マニフェスト交付状況の行政報告について

- ・電子マニフェスト利用分は、情報センターが報告するため排出事業者の報告が不要であること。

* 排出事業者は、平成 19 年度分（平成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月）から毎年度、マニフェストの交付状況等を当該都道府県・政令市に報告しなければならない（平成 19 年度分の報告期限は平成 20 年 6 月末）ので、業務の効率化、法令遵守の面からも本年度中の加入をお勧めします。

(20 四病協 総合管理) 必要あり

電子マニフェストについて

産業廃棄物の現状

- 年間発生量は約4億トンの高レベル
- 発生量の約49%は再生利用
- 最終処分量は、約3,000万トン

産業廃棄物行政の課題

1. 構造改革

①規制強化(処理業者、排出事業者)

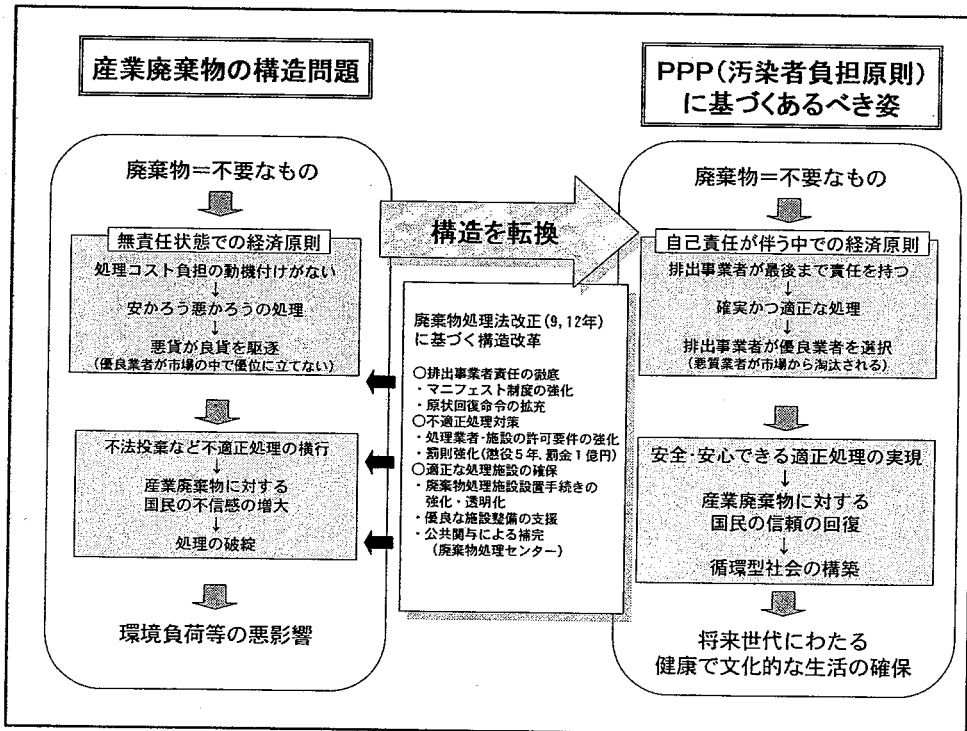
②優良業者の育成・**電子マニフェスト**

「悪貨が良貨を駆逐」→「良貨が悪貨を駆逐」

2. 負の遺産の解消

①PCB

②アスベスト



構造改革①

規制強化

廃棄物処理法の改正の経緯

昭和45年 廃棄物処理法

昭和51年 最初の改正

平成 3年 大改正

平成 9年 2度目の大改正

平成12年 3度目の大改正

平成15, 16, 17年改正

:平成12年改正を補完する改正

平成18年 アスベスト関連の改正

平成3年改正

- 法目的に発生抑制、再生を明記
- 収集運搬業と処分業の区分
- 委託基準の強化(書面による契約等)
- 施設設置について届出制→許可制
- 特別管理廃棄物制度の創設
- 特別管理産業廃棄物について、マニフェストの使用を義務づけ**
- 廃棄物処理センター制度の創設
- 措置命令の発動要件の拡大(重大な支障→支障)
- 不法投棄罪の罰則強化(30万円・懲役6月→50万円・懲役6月)

平成9年改正

- 業の許可の欠格要件を強化(暴力団、黒幕等)
- 施設設置手続の追加(生活アセス、公告縦覧、関係市町村長・利害関係者の意見聴取等)
- 最終処分場の維持管理積立金制度の創設(平成10年6月以降に埋立処分が開始されたもの)
- すべての産業廃棄物について、マニフェストの使用を義務づけ**
- 電子マニフェスト制度の創設**
- 再生利用認定制度の創設(大臣の認定により自治体の業・施設の許可不要)
- 措置命令の発動要件の拡大(マニフェスト交付者違反等)
- 原状回復基金制度の創設
- 不法投棄罪の罰則強化(50万円・懲役6月→1000万円・懲役3年・法人重課1億円)

構造改革②

優良事業者の育成

優良業者の育成

優良性評価制度の創設のポイント

1. 排出事業者による優良業者の選択
→ 悪質業者の淘汰
2. 優良業者の育成に行政が関与
→ 悪質業者の淘汰の加速化

優良性評価基準

以下の3要件を満たす事業者を、自治体が優良性評価基準に適合していると認定する制度をH17. 10に開始。

- ① 遵法性
- ② 情報公開性
- ③ 環境保全への取組み

① 遵法性

以下のいずれにも該当しない者

・廃棄物処理法等の環境法令による改善命令、措置命令等の不利益処分を受けていない者(受けた場合でも5年以上経過した者)

* 不利益処分に行政指導は含まれない。

・直前5年以上にわたり、申請区分と同じ区分の許可を受けて産業廃棄物処理業を的確に行っている者

② 情報公開性

会社情報、許可の内容、施設の状況、処理の状況、財務諸表等の情報開示項目をインターネットで5年間にわたり公開し、定められた頻度で更新していること。

* 例えば処理工程の技術的妥当性や経営状態の健全性など、内容は判断しない。

* 公開情報は、許可申請区分の国内事業すべてを対象とする。

③ 環境保全への取組み

環境マネジメントシステムに係る規格等*に適合していること

* ① ISO14001規格、

②エコアクション21又はこれと相互認証された規格を告示予定

**平成18年10月1日から適用。

評価基準適合事業者

- H18年11月30日現在、倉敷市、岡山県、群馬県等39を超える自治体において、113件、48事業者が評価基準適合となっている。
- この他、山口県、栃木県、兵庫県においては、更新許可又は変更許可時以外でも事前に適合確認を行っている(86件、31事業者)。このようなプレ評価の取り組みも環境省としては歓迎。
- 産廃情報ネットの情報開示システムにおいて情報開示している事業者数は1274社(H18.12.11.現在)
産廃情報ネットURL: <http://www.sanpainet.or.jp/>

構造改革②

マニフェストの電子化

電子マニフェストに関する取組状況

1991 特別管理産業廃棄物にマニフェスト制度位置づけ
1997 すべての産業廃棄物にマニフェスト交付義務づけ
電子マニフェスト制度位置づけ

(2005 電子マニフェスト普及率 3.5%)

【普及目標】

2008 電子マニフェスト普及率 30%

(平成17年3月18日「電子マニフェスト普及促進方策」(産業廃棄物課))

2010 電子マニフェスト普及率 50%

(平成18年1月19日「IT新改革戦略」(IT戦略本部))

IT新改革戦略

平成18年1月19日、首相を本部長とする
IT戦略本部により取りまとめられた目標値

ITを活用して産業廃棄物の移動におけるトレーサビリティを向上させ、不法投棄による環境汚染を未然に防ぐ。このため、官民連携して、2010年度までに、電子タグ等の活用も推進しつつ、**大規模排出事業者について交付されるマニフェスト(産業廃棄物管理票)の80%(排出事業者全体については50%)を電子化できるようにする。**

国会における附帯決議

廃棄物処理法改正に係る国会の附帯決議 (平成15年、16年、17年)

産業廃棄物の不適正処理事案に迅速に対応するため、電子マニフェストの義務化も視野に入れつつ、その普及拡大を図る方策を検討すること。

マニフェスト電子化の現状

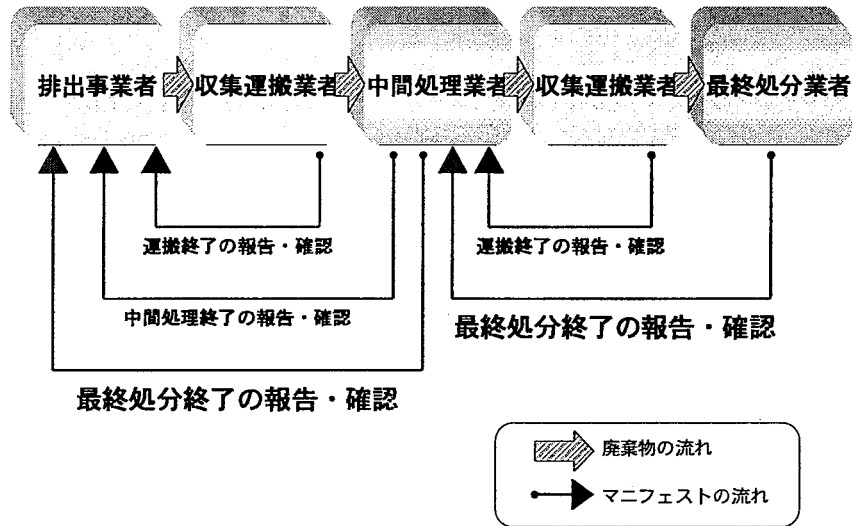
普及はしつつあるが、スピードが遅い。

マニフェストの発行件数

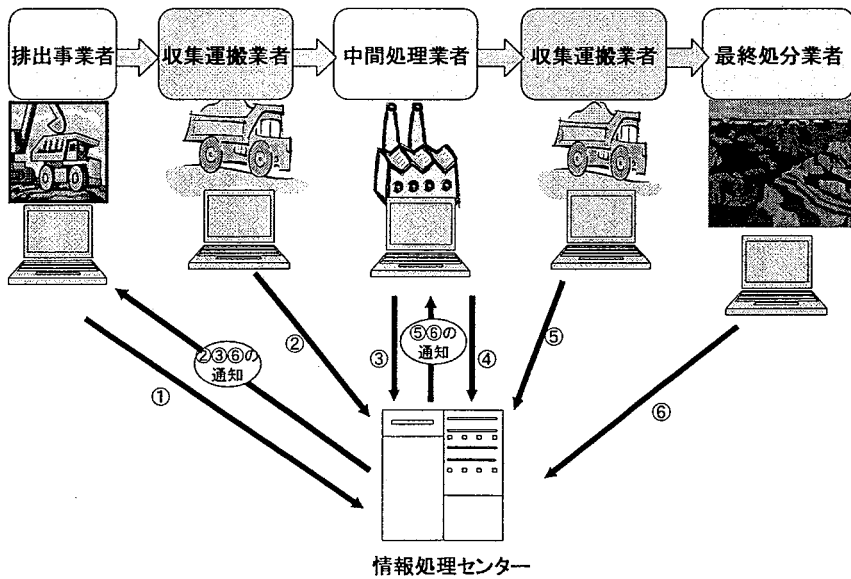
(単位：万件)

| | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 備考 |
|----------|---------|---------|--------|--------|--------|------|
| 電子マニフェスト | 14.7 | 40.8 | 81.2 | 113.8 | 162.2 | 登録件数 |
| 紙マニフェスト | 5,200.0 | 4,500.0 | 4500.0 | 4500.0 | 4600.0 | 頒布枚数 |
| 計 | 5,214.7 | 4,540.8 | 4581.2 | 4613.8 | 4762.2 | |
| (電子利用割合) | 0.28% | 0.90% | 1.77% | 2.47% | 3.50% | |

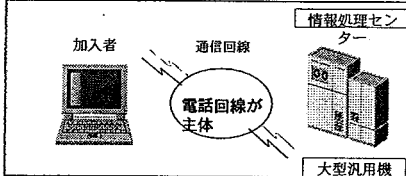
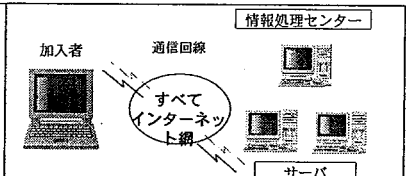
マニフェストの流れ



電子マニフェストの流れ



新システムへの移行

|  | 改善 |  |
|---|---------------|--|
| I-SDNの活用でも最高64kbps 通信速度に限界 | 通信速度 | ブロードバンドの活用により最高100Mbps以上 通信の高速化 |
| 処理容量不足 1回の通信で処理するデータ件数に制約(照会件数 500件まで) | 処理速度 | 大量処理の実現 1回の通信で処理するデータ件数の制約がない |
| 月曜日～土曜日 利用可能 1日 12時間(午前8時～午後8時) | システム利用時間 | 毎日利用可能(1/1と8/15は休止) 1日 21時間(午前4時～翌日の午前1時) |
| 加入者が都度情報処理センターに アクセスして通知を確認 | 情報処理センターからの通知 | 加入者が指定するメールアドレスに 自動通知 |
| 過去1年間の マニフェストデータが検索・照会可能 | データの照会・検索 | 過去5年間の マニフェストデータが検索・照会可能 |
| CSVデータによる登録・報告が一部の機能に限定 ⇒社内システムとの連携に制約 | 社内システムとの連携 | 全ての登録・報告がCSVデータで利用可能 ⇒社内システムとの連携が向上 |
| 登録時に委託契約情報によるチェック機能がない ⇒委託契約情報との整合がとれないことがある | 委託契約情報によるチェック | 登録時に委託契約情報で登録内容をチェック ⇒登録誤りの防止 |

電子マニフェストの特徴と 導入のメリット

電子マニフェストはIT化のメリットである
「情報共有」と「情報伝達の効率化」
を活用して、情報管理の合理化を推進

事務処理の効率化

- パソコンや携帯電話の活用により、マニフェストの登録・報告が簡単（入力パターンの登録、一覧から選択して報告）
- マニフェストの保存が不要（伝票の保存スペースの確保も不要）
- 廃棄物処理状況を簡単・迅速に確認（過去5年間のマニフェスト情報が照会可能、通知情報が電子メールで確認可能）
- 集計・加工や社内システムとの連携が、CSVデータ（エクセル形式）を活用して可能（アップロード、ダウンロードが可能）
- 事務の効率化により、人件費の削減が可能

法令遵守(コンプライアンス)

- マニフェストの必須項目をシステムで確認するため、マニフェスト記載漏れの心配がない
- 排出事業者の処理終了確認期限が近づくとシステムから排出事業者に注意喚起し、確認漏れを防止
 - ・ 運搬終了・処分終了の確認期限をチェック（90日、特管60日以内）
 - ・ 最終処分終了報告の確認期限のチェック（180日以内）

データの透明性

- マニフェスト情報は第三者である情報処理センターがデータを管理・保存
- マニフェスト情報の修正・取消の情報をシステムで管理
- マニフェストの修正・取消しは、関係者の承認が必要
- マニフェストの偽造がしにくい

マニフェスト交付状況に関する 行政への報告

- 排出事業者は、平成19年度分から、毎年度のマニフェスト交付状況等を都道府県に報告しなければならない。(19年度分の報告期限は20年6月末)
- 電子マニフェストを利用すれば、情報処理センターが報告するため、排出事業者の報告は不要。

電子マニフェスト普及の取り組み

普及促進の戦略

- ①大規模排出事業者を基点とした普及
多量排出事業者⇒処理業者⇒少量排出事業者へと好循環の形成
- ②処理業者が導入しやすい環境整備
運用の統一化、社内システムとの連携、排出者のタイムリーな登録
- ③全国産業廃棄物連合会及び都道府県産業廃棄物協会との連携
一層の普及拡大を図るため、全国的な普及体制を整備
- ④都道府県等との連携
公共工事、公共関与の廃棄物処理施設における率先活用

公共工事における活用

・国土交通省から各地方整備局あての通知

「産業廃棄物の処理の確認について」(平成17年9月12日)

・監督職員が産業廃棄物処理状況を、電子マニフェストの内容により確認する場合の具体例として、以下の2つの方法がある。



<監督職員の具体的な確認方法>

- ①指定したマニフェスト情報を収録した磁気媒体(証明シールを貼付)を提出(情報処理センターが有料で提供)
- ②電子マニフェストシステムから印刷した受渡確認票(JWNETのロゴマーク付き)の提出

お問い合わせ先

財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
(情報処理センター)

電話:03-5811-8296 FAX:03-5811-8277

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.jwnet.or.jp>

E-mailアドレス info@jwnet.or.jp

電子 manifests の仕組みと運用

財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
情報処理センター

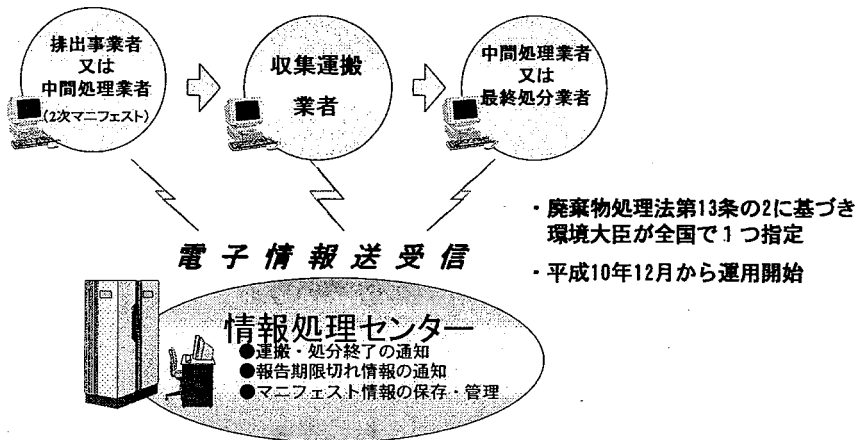


電子 manifests とは・・・

三者のネットワークで、manifests 情報を電子化してやりとりします

※ 排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者の加入が必要

電子 manifests は事業者の manifests 事務の効率化を図るため制度化



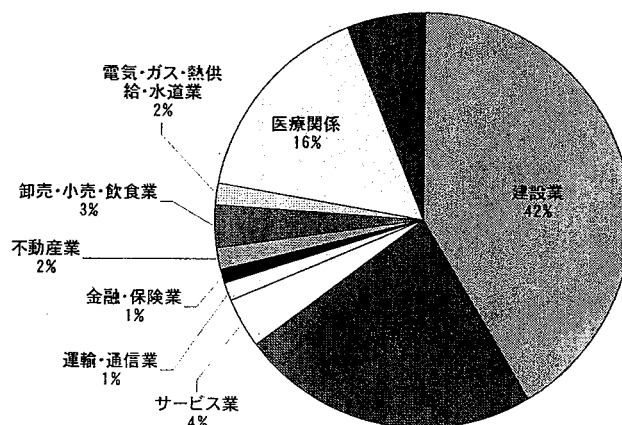
電子マニフェストの加入・登録状況

電子マニフェスト加入状況の推移

| 年度 | 加入者数 | 加入者数の内訳 | | | マニフェスト 年間登録件数 |
|--------|-----------------|------------------|----------------|------------------|------------------------------|
| | | 排出事業者 | 収集運搬業者 | 処分業者 | |
| 平成15年度 | 2,001 (100%) | 487 (24%) | 785 (39%) | 729 (37%) | 812,140 |
| 平成16年度 | 2,978 (100%) | 1,019 (34%) | 1,009 (34%) | 950 (32%) | 1,137,785 |
| 平成17年度 | 3,834 (100%) | 1,291 (34%) | 1,327 (34%) | 1,216 (32%) | 1,621,975 |
| 平成18年度 | 4,816 (100%) | 1,565 (32.5%) | 1,683 (35%) | 1,568 (32.5%) | 1,376,917 (平成18年11月30日現在) |

平成18年11月30日現在

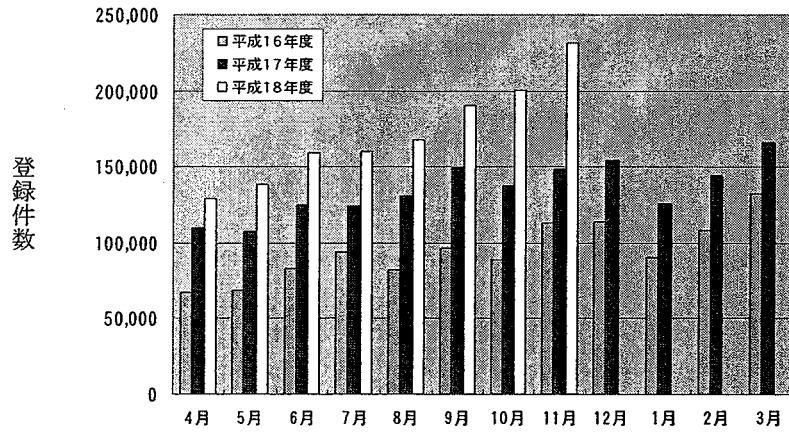
業種別加入状況



※有効回答78.8%

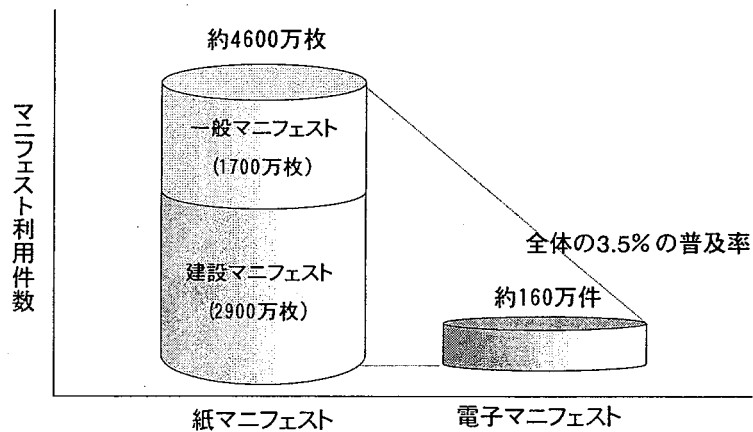
平成18年11月30日

月別登録件数の推移



平成18年11月30日現在

年間マニフェスト利用状況(平成18年3月現在)



紙マニフェストと電子マニフェスト の運用比較

電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較 ＜排出事業者の場合＞

| 項目 | 電子マニフェスト | 紙マニフェスト |
|------------------|--|--|
| マニフェストの 交付・登録 | <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物を収集運搬業者又は処分業者に引渡した日から、3日以内にマニフェスト情報を情報処理センターに登録 ○廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに登録 <p>※3日以内とは、廃棄物を引渡した日を含まない。以下、同様。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物を収集運搬業者又は処分業者に引渡すと同時に、マニフェストを交付 ○廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付 |
| 処理終了確認 | <p>情報処理センターからの運搬終了報告、中間処理終了報告、最終処分終了報告の通知(電子メール)により確認</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○B2票の回収・A票照合により運搬終了を確認 ○D票の回収・A票照合により中間処理終了を確認 ○E票の回収・A票照合により最終処分終了を確認 |
| マニフェストの 保存 | <p>マニフェストの保存が不要 (情報処理センターは、マニフェスト情報を保存)</p> | <p>○排出事業者は収集運搬業者及び処分業者より送付されてきたB2票、D票、E票を5年間保存</p> |

※A票は、B票、D票、E票が返送されるまでの間、保管

電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較
<収集運搬業者の場合>

| 項目 | 電子マニフェスト | 紙マニフェスト |
|-----------|--|--|
| 運搬終了報告 | 運搬終了日から3日以内に、運搬担当者の氏名、運搬終了日、マニフェスト番号を情報処理センターに報告 | 運搬終了日から10日以内に、運搬受託者の氏名又は名称、運搬担当者の氏名、運搬終了日を記載したマニフェストの写し(B2票)を、排出事業者に送付 |
| マニフェストの保存 | マニフェストの保存が不要 (情報処理センターは、マニフェスト情報を保存) | 処分終了後、処分業者より送付されたマニフェストの写し(C2票)を5年間保存 |
| 帳簿の記載 | 右欄の下線部分は、記載不要 | ①運搬年月日 ②交付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号 ③受入先ごとの受入量 ④運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 ⑤積替または保管場所ごとの搬出量(積替え保管を行う場合に限り) |

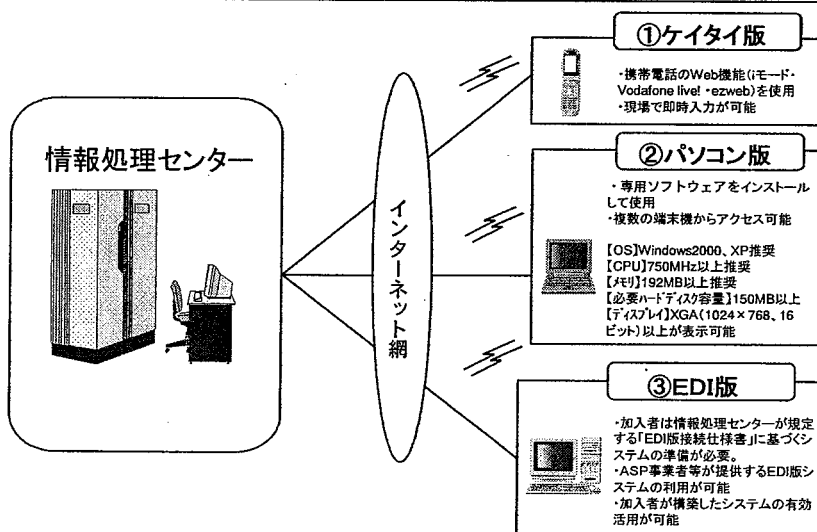
電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較
<処分業者の場合>

| 項目 | 電子マニフェスト | 紙マニフェスト |
|-----------|--|---|
| 処分終了報告 | 処分終了日から3日以内に、処分担当者の氏名、処分終了日、マニフェスト番号を情報処理センターに報告 | 処分終了日から10日以内に、処分受託者の氏名又は名称、処分担当者の氏名、処分終了日を記載したマニフェストの写しを、排出事業者に送付 |
| マニフェストの保存 | マニフェストの保存が不要 (情報処理センターは、マニフェスト情報を保存) | マニフェストの写し(C1票)を5年間保存 |
| 帳簿の記載 | 右欄の下線部分は、記載不要 | ①受入又は処分年月日 ②交付又は回付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号 ③受入先ごとの受入量 ④処分方法ごとの処分量 ⑤処分後(埋立処分及び海洋投入処分を除く)の廃棄物の持出先ごとの持出量 |

注) 2次を紙マニフェスト運用する中間処理業者は中間処理産業廃棄物(2次廃棄物)を委託する場合別途、法で定める事項を帳簿に記載する必要があります。

電子マニフェストの機能等

3つのアクセス方法が利用可能



パソコン版システムの主な機能（1 / 2）

| 項目 | 主な便利機能 | 対象者 | | |
|-------------|--|-----|----|----|
| | | 排出 | 取運 | 処分 |
| 通信の高速化 | ・インターネット網の活用により、通信の高速化及び通信費の低減。 ・1つの加入で、複数のパソコンからアクセス可能。 (最大5ユーザーまで同時アクセス可能) | ○ | ○ | ○ |
| 処理の迅速化 | ・1回の送信で最大100件のマニフェスト登録や一連の処理終了報告(運搬終了、処分終了、最終処分終了)が可能。 ・1回の受信で最大300件のマニフェスト情報が照会可能。 | ○ | ○ | ○ |
| システム利用時間の拡大 | ・毎日利用可能 (ただし、メンテナンスのため1/1と8/15は休止) ・1日21時間(午前4時～翌日の午前1時)利用可能 ※EDI版は午前4時～翌日の午前0時までの20時間 | ○ | ○ | ○ |
| 通知機能の改善 | 情報処理センターからの通知情報を、加入者が指定するメールアドレスで確認できるため、マニフェスト登録や処理終了報告がタイムリーに把握・確認可能。 | ○ | ○ | ○ |
| 照会機能の拡充 | ・過去5年間のマニフェスト情報が検索・照会可能。 ・検索項目を増やし、複数の抽出条件を組み合わせて検索が可能。 ・照会結果をCSV形式のデータでパソコンに保存可能。 ・パソコンに保存する項目を任意に選択し、パターンとして設定可能。 | ○ | ○ | ○ |

システムの主な機能（2 / 2）

| 項目 | 改善内容及び便利機能 | 対象者 | | |
|----------------------|--|-----|----|----|
| | | 排出 | 取運 | 処分 |
| 社内システムとの連携強化 | 社内システムで作成したファイル(CSV形式のデータ)を活用して、マニフェスト登録や処理終了報告が可能(アップロード)。 | ○ | ○ | ○ |
| 委託契約情報によるチェック | 委託契約情報(処理業者の許可品目と許可期限)を基本設定することにより、マニフェスト登録時に委託契約情報で登録内容をチェックし、登録誤りを防止。 | ○ | | |
| 廃棄物数量の確定者の選択 | 廃棄物数量は、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者がそれぞれ入力できる項目があり、排出事業者は、3者の中から廃棄物数量の確定者を選択。(排出事業者はマニフェスト登録の際、廃棄物数量の入力は必須) | ○ | | |
| 中間処理業者の2次マニフェスト登録の改善 | ・中間処理業者の2次マニフェスト登録の際、紐付け処理を改善し、1つのID(加入者番号)で2次マニフェスト登録が可能。 ・1次マニフェストと2次マニフェストの紐付け関係(2次台帳)を照会・印刷が可能。 | | | ○ |
| 修正・取消機能の改善 | 関係者の承認により、マニフェスト情報の修正・取消が可能。 | ○ | ○ | ○ |
| 利用機能権限の付与 | マニフェスト担当者等に対して、「登録・報告」、「照会」、「修正・取消」など利用できる機能の設定が可能。 | ○ | ○ | ○ |

ケータイ版の特徴と運用



1. ケータイ版の特徴

携帯電話を活用して、電子 manifests の基本運用が可能。

・1回の送信で1件の manifests 登録や運搬終了・処分終了報告が可能

・照会は、1回の受信で最大10件取得可能

※ ただし、基本設定(マスター情報)はJWNETホームページから登録

2. ケータイ版の活用

①パソコンが設置できない排出現場等における利用

② manifests 利用件数の少ない排出事業者に対応

③収集運搬業者は携帯電話で、簡単に運搬終了報告が可能

④Web機能(パソコン)を活用した運用が可能

(専用ソフトをパソコンにインストールできない場合の対応)

電子 manifests の利用等について

加入の単位

- 排出事業者
 - 排出事業場単位又は排出事業場を管轄する支店、営業所等の単位で加入できます。
- 収集運搬者
 - 業者単位です。複数の加入者番号を取得することもできます。
- 処分業者
 - 処分事業場単位です。
 - 同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることができます。

※1つの加入者番号で、複数の事業者と利用できます。排出事業者ごと、処理業者ごとに加入する必要はありません。
再委託がある場合、再委託先の処理業者の加入が必要です。

排出事業者の利用料金

| 料金区分 | A料金 ＜多量排出事業者向け＞ | B料金 ＜少量排出事業者向け＞ |
|------------------------|----------------------|-----------------------------|
| 加入料 (加入時のみ) | 5,000円 (5,250円) | 3,000円 (3,150円) |
| 基本料 (年額) | 25,000円 (26,250円) | 40件まで 2,000円 (2,100円) |
| 使用料 (登録情報 1件につき) | 10円 (10.5円) | 41件から 60円 (63円) |

○加入料：加入時のみ徴収する料金 ○基本料：システム利用に係る年間の定額利用料金 ○使用料：システム利用に係る従量利用料金

- 注1) 排出事業者はA料金かB料金のいずれかを選択します。
また、中間処理業者として、“中間処理後の廃棄物の処理を委託する立場（2次登録）”のみで、電子マニフェストを利用する場合もこの料金が適用されます。
- 注2) B料金の使用料は、電子マニフェスト情報の登録が年間（加入契約日から1年間）40件を超えた場合の1件の料金です。

処理業者の利用料金

| 加入区分 料金区分 | 収集運搬業者 | 処分業者 ^{注1)} | | |
|------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------------------|
| | | ①処分報告機能のみ利用 | ②処分報告機能・2次登録機能 | |
| | | | A料金 | B料金 |
| 加入料 (加入時のみ) | 5,000円 (5,250円) | 5,000円 (5,250円) | 5,000円 (5,250円) | 5,000円 (5,250円) |
| 基本料 (年間) | 12,500円 (13,125円) | 12,500円 (13,125円) | 25,000円 (26,250円) | 40件まで 12,500円 (13,125円) |
| 使用料 (登録情報 1件につき) | — | — | 10円 (10.5円) | 41件から 60円 (63円) |

○加入料：加入時のみ徴収する料金 ○基本料：システム利用に係る年間の定額利用料金 ○使用料：システム利用に係る従量利用料金

注1) ①中間処理業者又は最終処分業者が、「排出事業者（又は中間処理業者）から処理の委託を受ける立場（処分報告）」のみで、電子マニフェストを利用する場合の料金です。

②中間処理業者が、「排出事業者から処理の委託を受ける立場（処分報告）」と「中間処理後の廃棄物の処理を委託する立場（2次登録）」の両方の立場で、電子マニフェストを利用する場合の料金です。この場合、A料金がB料金のいずれかを選択します。

注2) B料金の使用料は、電子マニフェスト情報の登録が年間（加入契約日から1年間）40件を超えた場合の1件の料金です。

マニフェスト交付等状況報告書の義務化

現状

マニフェスト交付者(排出事業者)に対する「産業廃棄物管理票交付等状況報告」(廃棄物処理法施行規則第8号の27様式3号)の報告義務に経過措置(当面の間、適用しない)が設けられていた。



同法施行規則の改正(平成18年7月26日)

- ・この経過措置を短縮
⇒平成20年度(19年度分の報告期限は20年6月末)から同報告が義務化
- ・様式3号に、業種、委託量(重量換算)の項目が追加

電子マニフェスト加入者

⇒ 報告不要(情報処理センターが電子マニフェスト情報を都道府県等へ報告)

JWNETホームページにおける 電子マニフェストのご案内

1. 電子マニフェストの特徴・導入のメリット

○小冊子「よくわかる電子マニフェストシステム」

電子マニフェストの特徴、導入のメリット、代表的な業種別運用事例等を取りまとめた小冊子

○電子マニフェスト紹介ビデオ

電子マニフェストの導入メリットや特徴、代表的な業種別の運用事例を解説

2. 電子マニフェスト導入・操作のご案内

○デモシステムの提供(JWNETホームページから申込み)

システムの操作を実際に体験できる「デモシステム」を提供

○操作説明ビデオ

システムの操作方法を音声と映像で分かり易く説明したビデオを掲載

○操作体験コーナーの設置(事前申込みが必要)

東京と大阪の2ヶ所に設置し、導入相談や操作説明等を実施。ホームページから申込み加納。

マニフェスト交付等状況報告書の様式

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付申請報告書（平成 年度）

平成 年 月 日

報道府県知事 殿
（市長）

報告者 住所 氏名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

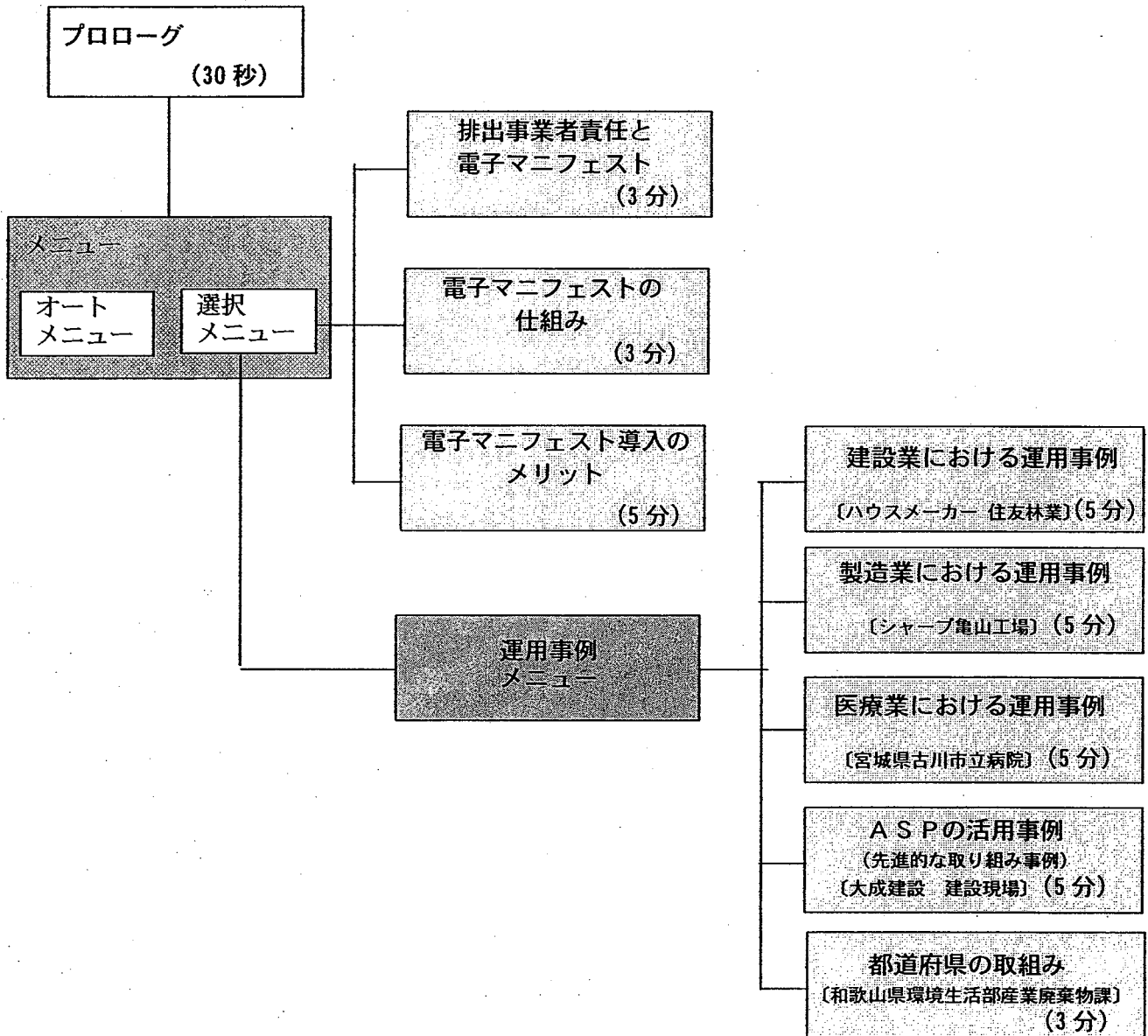
| 事業場の名称 | 事業場の所在地 | 電話番号 | | | | | | 業 額 | | | | |
|--------|---------|------|----------|--------|----------|------------|--------------|-----|--------|------------|--------------|---------|
| | | 番号 | 産業廃棄物の種類 | 排出量（t） | 管理票の交付枚数 | 運搬受託者の許可番号 | 運搬受託者の氏名又は名称 | | 加算先の住所 | 処分受託者の許可番号 | 処分受託者の氏名又は名称 | 処分場所の住所 |
| 1 | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | |

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について5月31日までに提出すること。
- 同一の報道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめて提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び量に併せて記入すること。
- 業種には日本標準業種分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は委託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬委託者又は再委託者についてすべて記入すること。

電子マニフェスト普及用ビデオ（DVD）の構成について

【全体視聴時間 約 35 分】



※オートメニューを選択すると順に全ての項目を再生します。また、スキップ機能もあります。